
令和元年第4回（定例）須恵町議会会議録（第3日）

令和元年12月13日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和元年12月13日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7 3 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 4 号 | 須恵町空家等対策協議会条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 7 5 号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 7 6 号 | 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 7 7 号 | 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 7 8 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 7 9 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 0 号 | 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第 8 1 号 | 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 議案第 8 2 号 | 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 8 3 号 | 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 8 4 号 | 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制
定について |
| 日程第 13 | | 委員会の閉会中の継続調査について |
| 日程第 14 | | 議員の派遣について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7 3 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 4 号 | 須恵町空家等対策協議会条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 7 5 号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 7 6 号 | 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 7 7 号 | 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 7 8 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 7 9 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 0 号 | 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第 9 議案第 8 1 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 4 議員の派遣について

出 席 議 員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠 席 議 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都市整備課長	甲 木 圭 二

住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上 下 水 道 課 長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
健 康 福 祉 課 長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

日程第1 議案第73号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

新たに導入される会計年度任用職員の給与等に関しては、9月議会で制定しましたが、さらに、改正が必要となる条例について、一括で所要の改正を行うものです。

新旧対照表で説明します。6ページをお願いします。

第1条関係、須恵町公民館条例の一部を改正する条例第6条、分館長の報酬について。分館長個人に報酬をしていないことにより、条の削除。

次のページです。第2条関係、須恵町職員定数条例の一部を改正する条例第1条、職員の定義に、臨時的任用職員の一部を対象にする旨の改正。

次のページ。第3条関係、一般職の職員の給与に関する条例を改正する条例第16条、勤務1時間当たりの給与額について、会計年度任用職員も労基法に基づく方法で算出する旨の文言の追加。

第22条は、臨時的任用職員の給与、第23条は、会計年度任用職員の給与について規定しています。

次のページです。第4条関係、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条、フルタイムの会計年度任用の公務災害補償基礎額の規定を追加。

次のページ。第5条関係、須恵町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例8条、9条で水道事業において任用された会計年度任用職員等の給与の準用規定を示しております。

次のページです。第6条関係、須恵町町史編集委員会設置条例の一部を改正する条例では、委

員について、委員は、特別職、非常勤の対象外となります。

第7条関係、次のページです。須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例では、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇は別に定める旨の改正を行っています。これは、既に9月の条例で定めています。

次のページ。第8条関係、須恵町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例では、引用条項の整理。

次のページです。第9条関係、須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例では、フルタイムの会計年度任用職員は、人事行政の運営等の状況の公表の対象とするための改正を行っています。

次のページ。第10条関係、須恵町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例では、会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲とするための改正。

次のページです。第11条関係、須恵町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、パートタイムの会計年度任用職員が、懲戒処分の対象となることの規定の追加を行っております。

次のページ。第12条関係、須恵町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例では、フルタイムの会計年度任用職員について、常勤職員と同様に旅費を支給する旨の文言の追加を行っています。

5ページをお願いします。

附則、第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。また、第2項で、経過措置として、第4条の規定による改正後の条例の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事項に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用するとしております。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 7 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 2、議案第 7 4 号須恵町空家等対策協議会条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 7 4 号須恵町空家等対策協議会条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、須恵町空家等対策協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたことによります。

詳しく申し上げますと、本条例案は、須恵町空家等対策協議会を設置し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するための提案でございます。

2 ページをお願いいたします。

第 1 条に設置の根拠法令、第 2 条に協議内容、第 3 条に協議会委員について、第 4 条に会議の開催について、第 5 条に関係者の出席等について、第 6 条に担当庶務を定めています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑として、平成 26 年の法制定を受けて、なぜ今の時期なのかというものがありません。回答は、現在糟屋郡の中でも立ち上げたのは宇美町と、郡ではありませんが古賀市だけであり、時間はかかったが決して遅くはないというもの。

他の質疑に、旧炭住地域の共有地の処理が困難ではというものがありません。回答は、困難ではあるが不可能なことではない、進めていくというものでした。

数について、対象となる家屋の数については約 30 件ほどのことでした。

委員の意見として、空家問題については早急な対応を要する等の見解が多々ありました。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 7 4 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 7 4 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号須恵町空家等対策協議会条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第75号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第75号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由の説明として、本改正は、地方税法第416条第3項、または第419条第8項の規定による公示する期間の固定資産税課税台帳等閲覧手数料を免除するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

議案書の2ページをお願いいたします。

今回の改正点は、地方税法第382条の2に規定する固定資産税課税台帳の閲覧及び写しの交付は、1件当たり300円を手数料として徴収しておりますが、公示する期間については免除するというものでございます。

なお、公示する期間につきましては、法第416条土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日までになります。また、法第419条固定資産の価格等の修正に関する都道府県知事の勧告につきましては、先ほどの土地家屋価格等縦覧帳簿作成の日から20日以上の間になります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第76号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第76号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、一般廃棄物処理手数料について、消費税相当分の取り扱い要領が記載されていないので提案するものです。

3ページ、新旧対照表をごらんください。

第12条、文言の最後に、ただし、手数料には消費税相当分が含まれたものとするを加えるものです。

2ページに戻ってもらって、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第76号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第76号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第77号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第77号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部を改正する制令が、令和元年9月27日に公布され、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた額の改定を行うこととし、令和2年4月1日に施行されるに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

議案書6ページ、新旧対照表をごらんください。

平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準変動等を踏ま

えた改定です。

第1条中、第39条第2項の次に、法91条第2項において準用する場合を含むを追加します。これは、道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間においても同様に適用するということでございます。

第2条第1号中、計算するを、計算し占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、または、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するに改めます。これは、年額を規定している文言に月額の規定を追加するものでございます。

改定占用料の詳細につきましては、議案書6ページから11ページの別表、新旧対照表のとおりでございます。

議案書2ページに戻っていただいて、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第77号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第77号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第78号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第78号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、庁舎非常用電源設備等改修工事、請負金額、変更前、1億692万円を変更後1億890万円に198万円増額するものでございます。これは、消費税増税分2%の増額でございます。

その他、契約内容については変更ありません。

10月1日に仮契約を締結し、本議会で議決をされれば、議決日をもって契約の効力が生じ本契約となります。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第78号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第78号工事請負契約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第79号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第79号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第79号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,332万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億4,711万円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

5ページ、第2表債務負担行為補正、1、追加、消耗品費、コピー用紙の購入、限度額375万4,000円、公用自動車損害保険料、限度額155万4,000円、燃料費、灯油の購入、限度額436万3,000円、ごみ袋製作費、限度額2,266万9,000円、期間はどれも令和元年度から令和2年度までです。令和2年度の事務事業について、3月中に契約の相手先を決定するため、債務負担行為を補正するものです。

８ページ、歳入です。８款２項子ども・子育て支援臨時交付金 9,150万2,000円の増額補正は、１０月からの幼児教育無償化に係る地方負担分について臨時交付金が創設され、全額国費で負担されるものです。

１３款１項国庫負担金 1,332万8,000円の増額補正、１４款１項県負担金 660万4,000円の増額補正は、認可外保育施設未移行幼稚園の施設利用に関する給付制度、子育てのための施設等利用給付費負担金です。国・県それぞれの負担割合で交付されます。２項県補助金 968万7,000円の増額補正は、子ども医療費、重度障害者医療費の補助金が主なものです。

１０ページ、１５款２項財産売却収入 30万7,000円は、須恵区古宮の開発に伴う水路の払い下げによるものです。

１７款１項繰入金 7,900万円の減額補正は、財政調整基金繰入金で、歳入増による収支調整です。

１４ページ、歳出です。今回は、各費目において異動に伴う職員人件費の増減補正を行っています。主な補正として、２款１項総務管理費 263万5,000円の減額補正は、パソコンのＯＳ、オペレーティングシステムのサポート終了による新たなＯＳに対応するＣＡＤシステムの導入委託料 331万4,000円を補正しておりますが、全体では職員人件費減のため、減額の補正となっています。

２項徴税費の 108万9,000円の減額補正、３項戸籍住民基本台帳費の 353万3,000円の増額補正は、主に人件費の補正です。３款１項社会福祉費 5,744万7,000円の増額補正は、職員人件費に 385万1,000円の減額補正、重度障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費を支払い見込みにより 700万円増額補正、後期高齢者医療費、療養費負担金を広域連合からの通知額により 2,467万2,000円増額補正し、障がい者自立支援給付医療給付事業として支払い見込みにより 3,200万円の増額補正を行っています。２項児童福祉費 2,467万9,000円の増額補正は、職員人件費 860万7,000円の増額補正、児童手当を対象者の増により 478万円、子ども医療費を支払い見込みにより 1,200万円、増額補正を行っています。４項国民年金事務取扱費 174万8,000円の減額補正、４款１項保健衛生費 551万9,000円の増額補正は主に人件費の補正、２項清掃費 4,427万3,000円の減額補正は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の会計に前年度繰越金が算入されたことに伴い、町の須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が減額したものです。

７款１項商工費 262万9,000円の減額補正、８款１項土木管理費 130万4,000円の減額補正は人件費の減額、１０款２項小学校費 1,244万7,000円の増額補正は、各小学校の光熱水費の支払い見込み額及び施設改修費として 997万9,000円、第一小学校児童のリ

リズムダンスふれあいコンクール全国大会出場補助金として244万4,000円を補正しています。

4項幼稚園費692万4,000円の減額補正、5項社会教育費152万8,000円の減額補正は、主に人件費の減額です。

審査では、質疑として、歳入で、15款財産収入において、不動産売払収入の詳細について、歳出では、2款総務費において、電算管理費のウィンドウズOSのグレードアップについて、3款民生費において、パート保育士の派遣委託への変更金額について、4款衛生費において、空き家等倒壊防止工事の内容と基準について、10款教育費において、リズムダンスふれあいコンクール全国大会の参加人数について、中学校のエアコン使用の光熱費についての質疑がありました。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第79号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第79号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第80号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 改めまして、おはようございます。

議案第80号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

まず最初に、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は予算書における年度表記について

は、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様としております。

令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,936万円とするものです。

第2項で、歳入歳出の補正の款、項の区分、及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。

6ページ、7ページが歳入です。3款1項国庫補助金91万5,000円の増額補正は、歳出のオンライン資格確認のシステム改修委託料についての国庫補助金の増額です。

5款1項他会計繰入金60万6,000円の減額補正は、給与費等の繰入金の減額によるものです。

6款1項繰越金105万1,000円の増額補正は、収支調整のための前年度繰越金です。

続いて、8ページ、9ページの歳出です。1款1項総務管理費30万9,000円の増額補正は、職員の人事異動に伴う人件費の減額とオンラインシステムの改修委託料の増額でございます。

2項徴税費59万1,000円は、催告書郵便郵送料の増額と収納対策アドバイザー派遣のための負担金の増額補正です。

6款2項特定健康診査等事業費10万円は、受診勧奨通知郵送料の増額補正です。

8款1項諸支出金36万円は、保険税還付金不足による増額補正です。

質疑として、マイナンバーカードを保険証として利用できるのはいつからか、特定健診の受診率は何%ぐらいかとか、督促回数をふやすことで収納率は上がるのかとの質問がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第80号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第80号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 8 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 8 1 号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9 番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第 8 1 号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和元年度歳入歳出補正予算の 1 ページをお開きください。

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は予算書における年度表記については、平成 3 1 年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成 3 2 年度以降も同様とするとしております。

令和元年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条歳入歳出予算の総額はそれぞれ 3 8 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 5, 0 1 6 万 1, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、歳入歳出の補正の款、項の区分、及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。

6 ページ、7 ページの歳入です。3 款 1 項他会計繰入金 3 8 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、給与費等繰入金の減額です。

続いて、8 ページ、9 ページの歳出です。1 款 1 項総務管理費 3 8 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額です。

質疑はございませんでした。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 8 1 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第 8 1 号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は委員長

報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第82号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第82号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,959万8,000円とする。

第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は収支調整となっております。

8・9ページをお願いします。歳出は1款総務費は人事異動に伴う人件費の減額等負担金、補助金及び交付金の増額です。

2款下水道事業費は、人事異動に伴う人件費の増額と公共樹設置増に伴う工事請負費の増額です。

総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第82号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第82号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第82号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第83号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第83号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款1項営業費用353万2,000円の増額の主なものは、各目にわたる人事異動に伴う人件費の増減。1目原水及び浄水費の労務単価の改定に伴う委託料、補償費等の増、原水取水のためのポンプ可動がふえたことによる動力費の増額等です。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第83号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第83号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第84号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第84号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、教員の不祥事に際し、教育長の福岡県教育委員会への報告不備及び同町の任命権者としての責任を鑑み、町長及び教育長の給与の減額をするため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

なお、経緯の詳細につきましては、過日、全員協議会で説明があったとおりです。

2ページをお願いします。

町長及び教育長の給料月額について、令和２年１月１日から令和２年３月３１日までの間、条例の規定により支給される額から当該額に１００分の１５を乗じて得た額を減じた額とするものです。

附則で、第１項でこの条例は令和２年１月１日から施行するとし、第２項で、この条例は施行の日に在職する町長及び教育長について適用するとしております。

質疑として、金額の妥当性について意見が交わされましたが、妥当であるとの結論でした。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第８４号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第８４号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第８４号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１３．委員会の閉会中の継続審査

○議長（松山 力弥） 日程第１３、委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

各委員長より、会議規則第７０条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より水道水源状況について、文教厚生委員会より子育て支援事業について、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

日程第１４．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第１４、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、事前に文書を配付いたしておりますので、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については配付文書のとおり派遣することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、11時5分より第3委員会室で、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和元年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時53分閉会
